

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に即し、県の鳥獣保護管理事業を実施するための県の基本計画として、第12次鳥獣保護管理事業計画を策定し、鳥獣保護区等の指定、鳥獣の捕獲許可、第二種特定鳥獣管理事業計画、鳥獣の生息調査に係る事項等について定める。（鳥獣保護管理法第4条）

県は、第12次鳥獣保護管理事業計画（案）で、改定基本指針（案）に盛り込まれた内容に対応するとともに、愛知県の鳥獣行政にとって特に必要と考えられる事項についても含め、本県としての方針を示すこととしている。

第一 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- (1) 鳥獣保護区の指定
67箇所 25,265ha の内、40箇所 14,933ha を更新
- (2) 特別保護地区の指定
4箇所 439ha の内、2箇所 111ha を更新
- (3) 休猟区及び特例休猟区
指定計画なし。必要に応じて指定を検討する。
- (4) 鳥獣保護区の整備等
標識類の整備を行っていくとともに、観察舎の整備、樹林地の整備を行う。

第三 放鳥獣に関する事項

被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合に限り、放鳥の可能性について検討する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- (1) 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣、一般鳥獣についての保護及び管理の考え方を明記。
- (2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
捕獲等の許可を行うに当たり、下記の捕獲目的に応じて許可基準等を設定する。
 - ① 学術研究を目的とする場合
 - ② 鳥獣の保護を目的とする場合
 - ③ 鳥獣の管理を目的とする場合
 - ④ その他特別な事由の場合
- (3) その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
その他許可に関する下記の事項について明記する。
 - ① 捕獲許可した者への指導
 - ② 許可権限の市町村長への移譲
 - ③ 鳥類の飼養登録
 - ④ 販売禁止鳥獣等の販売許可等

第五 特定猟具使用禁止区域及び特定猟法禁止区域に関する事項

- (1) 特定猟具使用禁止区域の指定
133箇所 216,335ha の内、52箇所 72,640ha を更新
- (2) 指定猟法禁止区域の指定
矢作川河口部指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用）7,275ha

第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
個体数が増加及び分布域の拡大により農林業被害が深刻化しているカモシカ、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画を策定している。
- (2) その他、第二種特定鳥獣管理計画に関する事項
 - ① 計画期間
 - ② 対象区域
 - ③ 計画の目標
 - ④ 計画の作成及び実行手続等

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

- 下記の事項について鳥獣の生息状況の調査を実施する。
- (1) 鳥獣生息状況に関する基礎的な調査
 - ① 鳥類生息分布調査
 - ② ガン・カモ類一斉調査
 - ③ 狩猟鳥獣生息調査
 - ④ 第二種特定鳥獣生息状況調査
 - (2) 法に基づく運用状況調査
 - ① 鳥獣保護区等の指定等調査
 - ② 捕獲等情報収集調査
 - (3) 捕獲等に係る技術の研究開発

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- (1) 鳥獣行政担当職員
鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。
- (2) 鳥獣保護管理員
52名を配置する。
- (3) 保護及び管理の担い手の育成及び確保
地方自治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。
- (4) 鳥獣保護管理センター等の設置
調査研究や保護及び管理の拠点とするため、引き続き弥富野鳥園を鳥類保護センターに位置づけ、設置目的達成のため施設の充実に努める。
- (5) 取締り
かすみ網等による密猟を防止するため、そのおそれのある場所の巡回及びかすみ網の所持・販売の取締りを強化する。
- (6) 広域的及び地域的な連携
近隣府県と地域的な連携を図りながら推進する。
また、被害防止目的の捕獲、第二種特定鳥獣管理計画及び市町村実施計画の推進、鳥獣保護管理事業の実施に際し、地域的な連携を図りながら推進する。

第九 その他

- (1) 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
生活環境、農林水産業及び生態系に多大な影響を及ぼしている種もあり、このような種は個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による管理が必要である。
- (2) 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い
- (3) 狩猟の適正化
狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。
- (4) 傷病鳥獣救護への対応
傷病鳥獣の救護に当たっての体制や、傷病個体の処置、感染症対策、放野に関しての事項を明記。
- (5) 油等による汚染に伴う水鳥の救護
関係地方公共団体が救護活動を円滑に実施できるよう連絡体制を整備する。
- (6) 感染症への対応
基本的考え方、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の感染症への対応を明記。
- (7) 普及啓発
安易な餌付けの防止等
- (8) 環境学習の推進
「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、環境学習・環境教育を推進していく。
- (9) 広報活動の実践
事業を円滑に推進するための重要な取組として、ホームページ等を活用した広報活動を展開していく。